

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度 一般国道３号鳥栖久留米道路事業に伴う西鉄甘木線五郎丸駅・学校前駅間における鉄道電気設備移転工事（二期工事）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 〒８１２－００１３ 福岡市博多区博多駅東２－１０－７ 福岡第二合同庁舎７階
契 約 締 結 日	令和 ５ 年 ４ 月 ３ 日
契約の相手方の氏名及び住所	西日本鉄道（株）
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ８ ８ , ２ ０ ０ , ０ ０ ０ － （月額）
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ０ － （月額）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 等 一般国道3号鳥栖久留米道路事業に伴う西鉄甘木線五郎丸
駅・学校前駅間における鉄道電気設備移転工事
2. 履 行 場 所 福岡県久留米市地先
3. 随意契約の相手方 名称：西日本鉄道（株）
住所：福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、西日本鉄道（株）管理区域内において軌道上での施工が必要となるため、施工においては鉄道運行に支障を及ぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

また、夜間施工時においては、き電停止を行う等、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が求められる。さらに、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本工事の施工にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である西日本鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、西日本鉄道（株）と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長